

児童福祉審議会設置時期の変更について

中野区では、子ども期から若者期の本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置等を総合的に実施するため、令和3年11月29日に児童相談所機能を含む「子ども・若者支援センター」を開設する準備を進めている。

このたび、子ども・若者支援センター分室に係る工事に遅れが発生したため、児童相談所の開設時期が令和4年2月1日から令和4年4月1日に変更となった。それに伴い、児童相談所設置市に必置となっている児童福祉審議会の設置時期も変更となるため、下記のとおり報告する。

記

1 児童福祉審議会について

児童福祉法第8条第3項及び同法施行令第45条の3第4項の規定に基づく合議制の機関で、区長の諮問に答え、関係機関に意見具申等を行う。

(1) 主な審議事項

- 保育所の設置認可や保育所・認可外保育施設に対する事業停止命令に関すること
- 里親の認定の適否に関すること
- 児童相談所の措置、被措置児童虐待に関すること 等

(2) 委員の構成

学識経験者、医師、弁護士、施設関係者等を想定している。

2 中野区子ども・子育て会議のあり方について

児童福祉審議会の設置にあたっては、中野区子ども・子育て会議も含めて、効率的・効果的な運営方法の検討を行っていく。

3 令和3年度のスケジュール(予定)

令和3年11月11日	第4期中野区子ども・子育て会議 任期終了
11月29日	子ども・若者支援センター開設
12月	第5期中野区子ども・子育て会議委嘱
令和4年 4月 1日	児童相談所機能開始 児童福祉審議会設置